

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

横浜市立学校の休業日は、「横浜市立学校の管理運営に関する規則」により定められていますが、教育上特に必要がある場合には6月2日を授業日とすることができるよう、改正をしました。

1 改正の主な内容

規則では、小・中・義務教育学校の休業日が第4条に、高等学校の休業日が第36条の3に、特別支援学校の休業日が小・中・義務教育学校に準じることが第48条に規定されています。今回の改正では、それぞれの規定に「教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第7号に規定する休業日[※]を授業日とすることができる。」という趣旨の規定を追加したものです。

※開港記念日（6月2日）

2 意見公募手続

横浜市立学校に在籍する児童生徒が教育を受ける機会を確保することを目的とした改正であり、市民の権利又は利益の保護上、緊急に規則等を定める必要があるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第1号の規定により、意見公募手続は行いませんでした。

3 公布日

令和2年5月25日

4 施行期日

令和2年5月25日